

予約の進め方と申請書記入にあたっての注意：（2は学生のみでの使用の場合に適用）

1. 使用人数と使用予定が決まったら、西表研究施設に宿泊棟の空き状況について、メールか電話で問い合わせして下さい。空き状況の問い合わせは学生でも行えます。空きがあれば、使用開始日の2ヶ月前から2週間前まで、予約を受け付けます。
2. 学生のみでの利用の場合は、
 - ① **必ず、指導教員（あるいは所属する学科の学科長など、使用者の研究活動について責任を負える研究者の方）から申請書を提出して下さい。**
 - ② 任意の様式で、**滞在中の研究内容と行動計画について提出して下さい。**場合によっては、当施設から、危険回避や安全・法律上の助言を差し上げることがあります。
3. 申請書には、センター規則を守ることおよび、事故やトラブルについて一切の責任を負うことについての誓約事項がありますので、署名・捺印の上、提出をお願いします。なお、西表島の豊かな自然を守りつつ研究活動を行って頂くために、施設の使用中に生じたゴミは、全て、各自でお持ち帰り頂くルールを定めています。放置されて行かれた場合は、申請者に着払いでお引き取り願います。あらかじめご了承ください。
4. **申請書は原本を郵送あるいは持参して下さい。**使用の可否について結果を早くお知りになりたい場合は、スキャンしたものをメールの添付書類でお送り頂くか、FAXでお送り下さい。
5. 使用目的には、施設を利用して実施する研究活動の目的を具体的に記入して下さい。
6. 施設の使用を開始される日、および、使用を終了される日は、必ず平日にして下さい。休日には対応できる職員が出勤していません。
7. 使用開始日には、9:00 から 17:00 までの間に事務室で、入所手続きを行って下さい。
それ以外の時間は入所手続きを行えません。入所手続きを行わないと、施設の使用を開始できないので、十分に注意して下さい。特に冬期は、船の欠航や送迎バスの時間に注意して、必ず 17:00 までに事務室に到着できるようにして下さい。
8. 提出して頂いた申請書は、センター内で検討して、使用の可否を決定します。その際、申請者にはメールや電話で使用内容について問い合わせる場合があります。
使用の可否についての結果は、担当者からメールまたは電話でお知らせします。
9. 西表島はほぼ全域が国立公園に指定されており、また、保護区の多くは国有林です。それぞれが法令によって保護されています。また、動植物によっては、天然記念物として国や県の法律で保護されている場合や、希少動植物として竹富町の条例で保護されている場合があります。また、場所によっては立ち入りに地権者の許可が必要です（田んぼの畦などは私有地ですので、許可無く立ち入ることはできません）。研究活動の実施にあたっては、必要に応じて環境省、林野庁、文化庁、沖縄県、竹富町、土地の所有者など、それぞれと連絡をとり、調査許可や立ち入り許可をお取り下さい。なお、使用者が西表島で実施する研究内容については、西表研究施設は一切の責任を負いませんが、助言等を行える場合があります。